

# 船員に関する雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について

平成18年12月  
海事局船員政策課

## 1. 背景

第164回国会において、働く人が性別により差別されることなく、また働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮することができる雇用環境を整備するため、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「法」という。）の一部が改正され、平成19年4月1日から施行されることに伴い、船員に関する雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則（昭和61年運輸省令第1号。）の一部を改正することを予定しています。

## 2. 改正の概要

- (1) 改正後の法第7条に規定するいわゆる間接差別となるおそれがある措置として、次に掲げる要件を定めることを予定しています。【新設】
- ア. 募集・採用における身長・体重・体力要件。
  - イ. 募集・採用における転居を伴う配置転換要件。
  - ウ. 昇進において当該船員が乗り組む船舶と航海の期間又は態様の異なる船舶への配置転換要件。
- (2) 改正後の法第9条第3項に規定する解雇その他不利益な取扱いの禁止の対象となる妊娠又は出産に関する事由について、次に掲げるものを定めることを予定しています。【新設】
- ア. 妊娠
  - イ. 出産
  - ウ. 母性健康管理措置の請求又はその措置を受けたこと
  - エ. 船員法（昭和22年法律第100号）第87条第1項若しくは第2項の規定により、妊娠中の女子が船内で作業に従事できないこと又は作業に従事しなかったこと。
  - オ. 船員法第87条第3項の規定により、妊娠中の女子が申出をしたこと、又は申出により軽易な作業に従事したこと。
  - カ. 船員法第88条の規定により、妊娠中又は出産後1年以内の女子（以下「妊産婦」という。）の船員が母性保護上有害な作業に従事できず、又は作業に従事しなかったこと。
  - キ. 船員法第88条の2の2第2項の規定により、妊産婦の船員が同条第

- 1 項の労働時間を越えて作業に従事しなかったこと。
- ク. 船員法第 88 条の 3 第 1 項及び第 3 項の規定により、妊産婦の船員が休日に作業に従事できず、又は作業に従事しなかったこと。
- ケ. 船員法第 88 条の 4 の規定により、妊産婦の船員が夜間において作業に従事しなかったこと。
- コ. 妊娠又は出産に起因する症状による労務提供不能又は労働能率低下

### 3. 今後のスケジュール（予定）

公 布： 平成 19 年 2 月中旬

施 行： 平成 19 年 4 月 1 日